



2021年6月30日

各 位

会 社 名 マミヤ・オーピー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 聡  
(コード番号7991 東証第2部)  
問合せ先 総務部長 福田 誠  
電話番号 03-6273-7360

### 支配株主等に関する事項について

当社のその他の関係会社である株式会社データ・アートについて、支配株主等に関する事項は、下記の通りとなりますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

2021年3月31日現在

名 称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券が上場 されている金融商品 取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
(株)データ・アート	その他の 関係会社	46.76	0	46.76	—

#### 2. 親会社等の企業グループにおける当社の位置付けその他の当社と親会社等との関係

a) 親会社等の企業グループにおける当社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係・資本的关系

##### ① 資本的关系

その他の関係会社である(株)データ・アートは、当社議決権の46.76%を所有するその他の関係会社であります。

(注) 当該その他の関係会社は、当社の主要な取引先である日本ゲームカード(株)の完全親会社である、(株)ゲームカード・ジョイコホールディングスの株式632,000株（持株比率4.73%）を保有しております。

##### ② 取引関係

当社は、2021年3月期において、当該その他の関係会社から電子機器製品の部品2百万円を仕入れております。

### ③ 人的関係

第79回定時株主総会（2021年6月29日開催）以降の当該その他の関係会社及びそのグループ企業との役員の兼職の状況は下記の通りです。

（役員の兼職の状況）

2021年6月30日現在

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	森田 啓文	その他の関係会社 ㈱データ・アート 代表取締役社長	業界の実情に精通し、豊富な経験と知識に基づいた有益な助言を期待し、当社から就任を依頼。

（注）当社の取締役6名、監査役3名のうち、その他の関係会社である㈱データ・アートとの兼職役員は1名です。

b) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

その他の関係会社である㈱データ・アート及びそのグループ会社との経常的な取引関係は質的及び金額的重要性に乏しく、支配・被支配の関係は存在しないため、当社の事業遂行上、その他の関係会社である㈱データ・アートの企業グループに属することによる特段の制約はなく、当社の経営・事業活動への影響は、限定的なものであると認識しております。

また、兼職役員につきましては、その専門分野に関する高い専門性あるいは会社経営に関する深い見識ゆえに当社経営に有益な助言が得られるものと判断し、当社より就任を依頼したものであり、当社の経営・事業活動への影響は、限定的であると認識しております。

c) 以上に記載した状況の中における、親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、経営・事業活動の遂行にあたり、その他の関係会社である㈱データ・アートからの一定の独立性を確保し、機動的な意思決定により、取引先あるいは事業分野の拡大に努めることが当社事業の一層の発展に不可欠であり、それがひいてはその他の関係会社である㈱データ・アート及びそのグループ企業の利害と一致するものと考えております。また、その他の関係会社である㈱データ・アートとの緊密なコミュニケーションを保つことにより、このような認識をその他の関係会社である㈱データ・アートと共有し、一定の独立性を確保するよう努めております。

d) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は、その他の関係会社である㈱データ・アートの企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針ですが、その他の関係会社である㈱データ・アート及びそのグループ企業との取引関係、あるいはその他の関係会社である㈱データ・アートとの役員の兼職状況は、すでに述べた通り限定的なものであり、当社による自由な事業活動あるいは当社独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されているものと認識しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

2021年3月期において、該当する事項はありません。

4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、支配株主等（その他の関係会社）である㈱データ・アートとの取引等につきましては、当該取引等の重要性及び性質等を踏まえ、当該取引等が株主共同の利益を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき取締役会において十分な審議を経て適切な判断を行い、当該取引等の通念に照らした妥当性を確保することとし、当該取引等に際しては、これを履行しております。

以 上